



7. 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

(1) 目的

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称) まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月 4 日、環境首都シンポルイベントである「エコスタイルタウン」で、スタートしました。

本プロジェクトでは、“みんなで植えれば 100 万本!”を合言葉に、市民・企業・NPO・行政などさまざまな主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかで りよっかネットワーク)を併せて創設しました。



記念となる 1 本目が市長から赤ちゃんに手渡された。

(2) 成果

平成 21 年度(平成 22 年 3 月末時点)は、61,145 本もの苗木が市内各地に植樹されました。

【主な取組】

○市民の取組



わたし記念日～記念樹配布事業を実施し、市から希望者に配布された記念樹 2,531 本が、各家庭で植樹された。

○企業の取組



新日本製鐵(株)八幡製鐵所が 2,000 本、ひびき灘開発(株)が 12,500 本を自社用地などに植樹した。

○市民団体・NPO の取組



市内各地で植樹会が実施された。写真は合馬むらづくり協議会(70 名が参加し 1,500 本が植樹された)。

○ホームページで情報発信

まちの森のホームページ(<http://www.machinomori.com>)を開設し、各団体・企業の植樹活動や植樹関連イベントを紹介し PR しました。



8. 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

平成 21 年度は 9 団体に助成を行いました。

9. 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

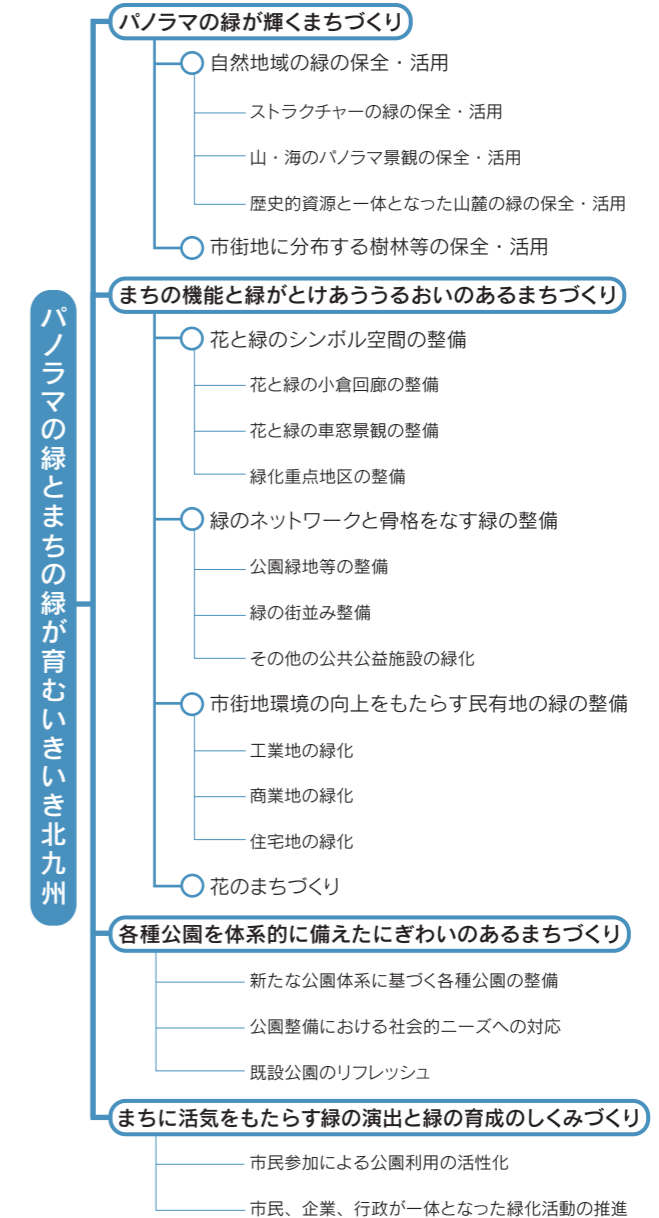
本市は昭和 38 年に五市合併によって誕生し、その 2 年後に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るための公園緑地の整備に取り組みました。これに基づき、市内の風致地区を大幅に見直し、市内最大規模の都市公園「響灘緑地」の整備に着手しました。さらに、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」(昭和 47 年策定)に基づき、自然の保護と活用を図りながら公園や街路樹を整備した結果、まちの緑の量が増え、市民の緑に対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。しかし、社会環境が変化し、市民ニーズの多様化・高度化が進むにつれ、新たな視点による緑のまちづくりが必要になりました。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

平成 4 年に策定した「北九州市「緑の基本計画」は「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考え方をまとめたものです。

この計画は、「パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州」を基調テーマに、「緑の保全と活用」「市街地の緑化」「体系的な公園の整備」「管理の充実と緑化活動の推進」の 4 つの柱から成り立ち、計画の目標年次を平成 32 年度に定めています。

◆北九州市「緑の基本計画」における計画の体系



◆計画の目標量

項目	目標	目標量	平成 7 年度末現況	平成 21 年度末現況
緑地の担保面積	都市計画区域の 35%の緑地を担保する	35%	29%	29.4%
風致地区面積(普通)	① 風致地区の規制の強化を図るとともに特別緑地保全地区等の指定面積を現在の 3 倍に拡張する	8,470ha	12,870.7ha	12,870.7ha
風致地区面積(特別)		5,900ha	—	—
特別緑地保全地区等		250ha	78.0ha	83.3ha
工場等緑化協定面積	④ 工場等緑化協定による緑地面積を 2 倍にする	400ha	227.4ha	227.4ha
住宅地の緑地協定面積	⑤ 住宅地の緑地協定締結区域の面積を 2 倍にする	300ha	114.0ha	179.6ha
公共公益施設の緑被率	⑥ 公共公益施設の緑被率を 30%にする	30%	27%	—
街路樹本数(高木本数)	⑦ 街路樹の高木本数を 2 倍にする	100,000本	58,800本	69,000本
都市公園面積	⑧ 都市公園面積を現在の 2.5 倍に拡張し国の示した基準 1 人当り 20m <sup>2</sup> の都市公園を確保する	2,100ha	941.0ha	1,133.3ha
1 人当りの都市公園面積		20.0m <sup>2</sup> /人	9.3m <sup>2</sup> /人	11.57m <sup>2</sup> /人
港湾緑地等の面積	⑩ 港湾緑地等により 200haの緑地を確保する	200ha	18.0ha	42.4ha

※緑地の担保面積：(①+②+③+④+⑤+⑩)/市域面積 ※港湾緑地：平成 22.3.31 現在

(3) 緑の保全と活用

ア. 風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
血倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

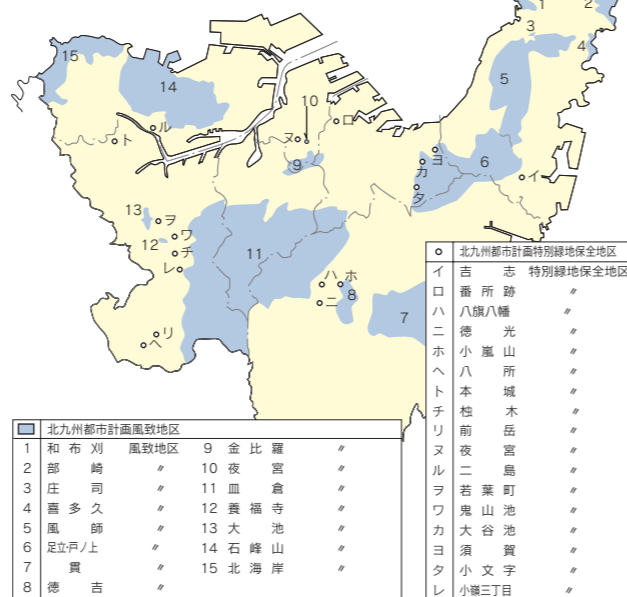
イ. 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州市計画特別緑地保全地区 (平成22年3月31日現在)

名称	面積 (ha)	指定年月日
八旗八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たぶのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ. 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (平成22年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別			
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定) 平成8.10.28区域変更	風師・戸ノ上～足立山地区	781	—	—	—	781
	平尾台地区	969	320	129	458	62
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成3.7.26区域変更	福知・血倉地区	5,039	—	156	437	4,446
	計	6,789	320	285	895	5,289
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更	和布刈地区	46	—	—	43	—
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—
	北九州市域内	2,064	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

a. 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

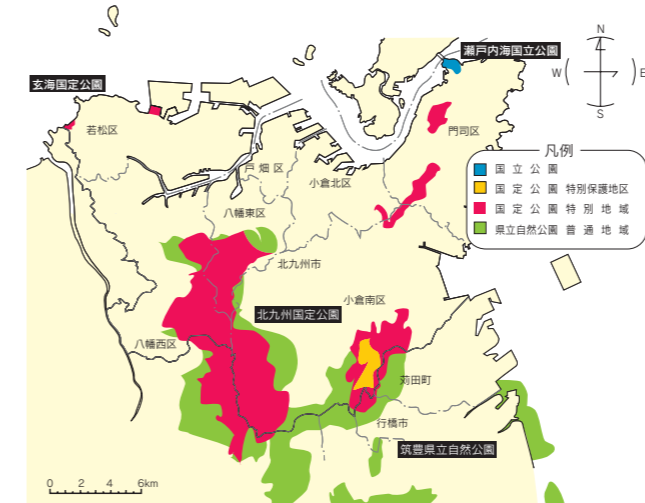
国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

b. 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



**平尾台自然の郷**

平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいきます。

**DATA**

- 住所/北九州市小倉南区 平尾台1丁目1番1号
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日/火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 駐車料金/普通自動車300円 中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金/日帰りオートキャンプ2,000円/区画 フリーキャンプ1,300円/区画 宿泊オートキャンプ3,000円/区画 フリーキャンプ2,000円/区画
- 日帰り 4月1日～3月31日
- 宿 泊 4月29日～10月31日

工. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (平成22年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	52	51	14	13
樹種名	スタジイ	エノキ	その他	計
本数	11	8	44	193

(4) 市街地の緑化

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくりまします。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的効果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆平成21年度都市緑化事業の実績 (単位:本)

緑化種別	平成21年度実績
公園緑化	9,073
街路緑化	4,751
公共施設等緑化	24,070
計	37,894

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

a. 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成22年3月31日現在、38地区179.6haの協定が成立しています。